大仙市

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2026.10.1 No31



第三者継承で地域農業の存続に挑みます!

西仙北地域の皆別当地区で農事組合法人「あきた皆別当」の代表理事を務める草薙克（くさなぎすぐる）さん（30歳）は、家族や従業員以外の第三者に農業経営の全てを譲り渡す第三者継承により当法人を引き継ぎました。

法人の経営面積は、継承当時40ヘクタールでしたが、現在は60ヘクタールまで拡張し、水稲を中心にそば、カボチャなどを栽培しています。田植、稲刈などの大型作業から草刈、溝切などの細かな作業まで手掛け、ドローンによる空中散布も受託しています。農閑期には市内外の法人と農作業受託契約を結んで通年で雇用できる体制づくりを進めています。

秋田市の実家を離れ大仙市に移住し、法人に飛び込むには並々ならぬ覚悟が必要だったと思います。

「自分を受け入れてくれた大仙市と西仙北地域に貢献したい。非農家出身のため消費者目線で物事を考えられることを強みに農地の貸し手・借り手、双方が満足できる契約・経営を目指したい。」と力強く語ってくれました。

今期から農地利用最適化推進委員に任命され、さらに忙しくなりますが、益々の活躍を期待しています。

広報専門委員　佐藤　学（西仙北地域）

表紙題字：谷口藤美氏

大仙市農業委員会が新体制になりました

令和8年7月31日（金）、農業委員会制度が新制度に移行して4回目の改選が行われ、神岡農村環境改善センターにおいて「第1回大仙市農業委員会総会」を開催し、新体制による農業委員会が始動しました。



会長就任あいさつ

大仙市農業委員会
会長　**細谷精悦**

このたびの任期満了に伴う改選により、24名の農業委員と40名の農地利用最適化推進委員の体制で大仙市農業委員会がスタートしました。

去る7月31日の第1回総会において農業委員多数のご推挙をいただき会長職を再び拝命いたしました。平成23年から6度目となりますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の農業をとりまく環境はまさに激変の中にあります。米価の変動、生産資材価格の高騰、産地における労働力不足等、様々な問題が発生しており、食糧の安定供給は危機的な状況に置かれております。

こうした中、私たち農業委員会は、地域計画を基礎とした更なる農地利用の最適化に取り組むことにより、担い手だけでなく、農業者以外からの新規兼業農家等も含めた多様な人材の力を結集して、地域の農地を守り活かす活動を続けていかなければなりません。農業情勢は今、大きく転換する時期を迎えており、農業委員会も時代に調和した活動に移行していく必要があると考えております。

農業委員会は、農業者の公的代表機関として、現場の声を聴き農家の皆様の信頼と期待に応えるため、委員一人ひとりが自覚をもって課題解決に取り組んでいく所存です。関係者皆様からの更なるご指導を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

令和８年度　大仙市農作業標準賃金・料金表（秋作業抜粋）

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額は標準額ですので、**ほ場の状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。**（金額には**消費税10%が加算**されています。）

区分			単位	金額(円)	備考
コンバイン	刈取	整理田	10a	19,400	すみ刈は含まない
		未整理田		20,400	
	一貫作業	整理田	10a	36,700	・一貫作業は刈取から調整までとする
		未整理田		38,000	・色彩選別料は含まない
籾運搬			10a	1,900	
籾乾燥			60kg	1,250	
籾摺り調整			60kg	580	
籾摺り調整（色彩選別含む）			60kg	840	色彩選別単独の場合は450円/30kg 但し労賃は含まない
地上防除			10a(1回)	1,700	農薬代は含まない

オペレーター	1時間	1,550	
一般作業	1日	8,800	作業時間は８時間、賄いはなしとする

※未整理田とは30a未満のほ場を指します。

新農業委員を紹介します



会長職務代理者
1.鈴 木 正 雄
（協和）



農政委員長
2.髙 橋 勝 範
（大曲）



3.信 田 浩 則
（中仙）



農政副委員長
4.長 澤 信 徳
（太田）



5.佐 藤　　学
（西仙北）



6.小笠原 喜 悦
（西仙北）



7.三 浦 喜久夫
（大曲）



8.佐 藤 敏 光
（大曲）



9.田 村 誠 市
（中仙）



10.茂 木 靖 雄
（協和）



広報副委員長
11.玉 井 慎太郎
（中仙）



農地副委員長
12.鈴 木 靖 浩
（神岡）



13.佐 藤 祐 輝
（南外）



14.髙 川 吉 昭
（大曲）



15.伊 藤 又エ門
（南外）



16.大 野 純 雄
（仙北）



農地委員長
17.伊 藤　　悟
（大曲）



18.泉　　芳 博
（太田）



19.渡 部 淳 子
（大曲）



20.桜 田 友 子
（神岡）



広報委員長
21.小 松 伸 一
（仙北）



22.竹 原 まゆみ
（神岡）



23.齋 藤 正 宏
（西仙北）



会長
24.細 谷 精 悦
（中仙）

掲載は
議席番号順

氏名
（出身地域）
※敬称略

農業委員会へのお問い合わせは

事務局（神岡支所内）　0187-72-4611（直通）
大曲分室 …… 0187-63-1111（代表）
西仙北分室 …… 0187-75-2966（直通）
中仙分室 …… 0187-56-2325（直通）
協和分室 …… 018-892-3694（直通）
南外分室 …… 0187-74-3001（直通）
仙北分室 …… 0187-63-3003（代表）
太田分室 …… 0187-88-1115（直通）

許可申請の締切日等

各種申請書の提出締め切り日と許可書の交付日は基本的に左のとおりです。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可（農地法第３条）	毎月20日頃	翌月の総会終了後１週間以内
農地転用の許可（農地法第４・５条）		翌月の総会終了後1週間以内もしくは３週間以内
農地中間管理事業に関する申請		翌月の総会終了後売買約10週間賃借約６週間
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後１～２日後

農業者のみなさん！　離農・規模縮小の際は農業委員会へご相談ください

農業委員会のサポート内容　・次の農業者へ農地をあっせん
・農地中間管理機構への貸し付けや売買に関する手続きの支援

※農地が引き継がれないと　農地が荒廃し、借り手がつかない、鳥獣害等が発生、景観が損なわれる　などの事態に

農地のことは、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご相談をお受けします。農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。

農地に関することは、お近くの委員にお気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

農地利用最適化推進委員担当農地一覧

担当区域	推進委員氏名	担当農地
大曲１	高橋芳太郎	大曲町部、大曲、戸蒔
大曲２	伊藤　孝清	飯田、川目、東川、和合、小貫高畑
大曲３	佐藤　栄治	花館町部、花館
大曲４	佐々木正五	内小友の一部
大曲５	井上　健一	内小友の一部
大曲６	荒川　洋男	大曲西根、蛭川
大曲７	中野　文和	藤木、下深井、六郷西根
大曲８	草薙　節雄	四ツ屋の一部、高関上郷
大曲９	渡部　義秋	四ツ屋の一部、新谷地、松倉
大曲10	山田　　稔	角間川町
神岡１	藤原　正美	神宮寺の一部
神岡２	齊藤　　亘	神宮寺の一部
神岡３	齊藤　裕幸	神宮寺の一部、北楢岡
西仙北１	佐々木博幸	字刈和野、刈和野、北野目
西仙北２	菅原廣太郎	土川
西仙北３	佐々木忠永	大沢郷宿の一部、大沢郷寺
西仙北４	草薙　　克	大沢郷宿の一部、杉山田、正手沢、円行寺
西仙北５	大友金己知	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館
中仙１	鈴木　　等	長戸呂、鑓見内
中仙２	長澤　大輔	長野、北長野
中仙３	伊藤　俊雄	上鴬野、下鴬野
中仙４	安部　寛治	清水
中仙５	鈴木　清敏	豊川
中仙６	坂本　公紀	豊岡
中仙７	高橋　良清	栗沢、大神成
協和１	橋本　光穂	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢
協和２	武藤　秀一	協和峰吉川
協和３	菅原　俊一	協和船岡、協和船沢
協和４	工藤　浩一	協和中淀川、協和下淀川、協和小種
南外１	清水　芳行	南外の一部
南外２	佐々木茂治	南外の一部、南外南楢岡
南外３	今野　一博	南外の一部、南外外小友
仙北１	樫尾　茂樹	上野田、払田、橋本の一部、高梨の一部
仙北２	本間　隆喜	戸地谷、橋本の一部、高梨の一部
仙北３	茂木　貴光	板見内、堀見内
仙北４	川原　憲一	横堀、福田
太田１	髙橋　　剛	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇
太田２	田口　誠毅	太田町駒場、太田町国見
太田３	小松　一也	太田町太田、太田町小神成、太田町斉内
太田４	谷口　　彰	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉

農業者年金で安心で豊かな老後を！

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上農業に従事

国民年金第１号被保険者
国民年金保険料免除者を除く

65歳未満
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。
※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できません。

経営とくらしを応援!!
全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

◆発行日　月４回（金曜日）
◆発行元　全国農業会議所
◆購読料　月900円（送料・税込み）
○購読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
○お申し込みは農業委員会事務局または各分室まで

新農地利用最適化推進委員を紹介します


高橋芳太郎（大曲１）


伊藤孝清（大曲２）


佐藤栄治（大曲３）


佐々木正五（大曲４）


井上健一（大曲５）


荒川洋男（大曲６）


中野文和（大曲７）


草薙節雄（大曲８）


渡部義秋（大曲９）


山田　稔（大曲10）


藤原正美（神岡１）


齊藤　亘（神岡２）


齊藤裕幸（神岡３）


佐々木博幸（西仙北１）


菅原廣太郎（西仙北２）


佐々木忠永（西仙北３）


草薙　克（西仙北４）


大友金己知（西仙北５）


鈴木　等（中仙１）


長澤大輔（中仙２）


伊藤俊雄（中仙３）


安部寛治（中仙４）


鈴木清敏（中仙５）


坂本公紀（中仙６）


高橋良清（中仙７）


橋本光穂（協和１）


武藤秀一（協和２）


菅原俊一（協和３）


工藤浩一（協和４）


清水芳行（南外１）


佐々木茂治（南外２）


今野一博（南外３）


樫尾茂樹（仙北１）


本間隆喜（仙北２）


茂木貴光（仙北３）


川原憲一（仙北４）


髙橋　剛（太田１）


田口誠毅（太田２）


小松一也（太田３）


谷口　彰（太田４）

大仙市
農業委員会だより【第三十一号】

お　知　ら　せ

令和９年度分　軽油引取税免税証（農業用）交付申請の集合（仮）受付について

○農業用免税軽油制度は、令和９年３月31日で終了予定ですが、制度が継続された場合に対応するため免税証交付申請の（仮）受付を行います。制度が継続されない場合、免税証は交付できません。
○総合県税事務所仙北支所での（仮）受付は、令和９年２月１日（月）から行う予定です。
○郵送申請の受付期間は令和８年12月１日（火）から12月31日（木）まで（消印有効）となります。
○詳細は「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：66308）

●集合受付日程

地　区	受　付　日	時　　間	会　　場
西仙北	令和８年12月17日（木）	午前10時～午前11時30分 午後１時～午後２時30分	秋田県立農業科学館 （多目的ホール）
大曲・協和	令和８年12月18日（金）		
中仙	令和８年12月22日（火）		
上太田・神岡	令和８年12月23日（水）		
仙北・南外	令和８年12月24日（木）		
下太田	令和８年12月25日（金）	午前10時～正午	

※皆様の待ち時間短縮のため書類はご記入の上でお越しくださるようご協力をお願いします。
（書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。）

●注意事項

①申請に必要な書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：7689）右下のＱＲコードからもアクセスできます。
各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
②申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に**日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。**
③集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限から１か月以内に提出をお願いします。（集合受付時以降の提出となっても構いません。）

【お問い合わせ先】
秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課
住所：秋田市山王４-１-２
TEL：018-860-3341　FAX：018-860-3333

軽油引取税免税証（農業用）の交付申請についてＱＲコード

農業用免税軽油の申請手続きについてＱＲコード

編集後記

会報31号発刊と同時に収穫の秋を迎えております。秋の味覚は美味しい郷土料理で家族や友人と楽しみたいものです。

７月31日付にて農業委員並びに推進委員が改選・任命されましたので紹介いたします。農地の売買・貸借・贈与や農地法などの身近な相談相手としてどうぞお気軽にお声がけください。

さて、今年の秋はお米の需給バランスが崩れており、今後の米価や需給動向については先行きが見通しにくい状況となっております。このような時こそ自らの経営マネジメントをしっかり分析し消費者に選ばれる高品位良質米づくりに取り組む良い機会です。

終わりに、広報専門委員会では市民の皆様に親しまれる紙面作りに努めております。会報発刊にあたり忙しい中、取材や原稿作成にご協力頂いた皆様に御礼申し上げ編集後記といたします。

広報専門委員長　小松伸一（仙北地域）

■発行／大仙市農業委員会
〒019-1701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3
■編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
■印刷／㈱仙北印刷所